

「災害に備える会」運営規則

（目的）

第1条 本規則は、ブラウンハイム管理組合（以下「管理組合」）及びブラウンハイム自治会（以下「自治会」）が共同で、火災、震災、その他の災害によるブラウンハイム居住者及び災害発生時にブラウンハイム構内に滞在していた者（以下 総称して「居住者等」）の被害を最小にする対策を講じることを目的として設立する組織「災害に備える会（仮称）」（以下「備える会」）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 「備える会」は、運営委員会（以下「委員会」）及び災害対策本部（以下「対策本部」）をもって構成する。

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- | | |
|----------------|--------------|
| （イ） 常任委員 | 8 名以上 21 名以内 |
| （ロ） 管理組合代表 | 3 名 |
| （ハ） 自治会代表 | 4 名 |
| （ニ） 防火管理者 | 2 名 |
| （ホ） 地域防災拠点委員代表 | 1 名 |
| （ヘ） 管理組合管理員 | 1 名 |
- 2 前項（イ）号の常任委員は、ブラウンハイム居住者の中から公募する。公募方法は管理組合理事会規約第 59 条の規定に準じるものとする。但し、応募者が定員を超えた場合、または、定員に満たない場合は、管理組合理事会及び自治会役員会が合同で審議の上、その対応方法及び定員数について決定する。
- 3 常任委員の任期は 3 年間とする。但し、重任を妨げない。
- 4 常任委員に欠員が生じた場合には、補充の委員を直ちに公募する。
- 5 委員会は、委員長 1 名及び副委員長 2 名を常任委員の互選し、管理組合理事会及び自治会役員会の承認を得た上で選任する。
- 6 防火管理者 2 名は、ブラウンハイム防災計画第 4 条に基づいて管理組合理事長（以下「理事長」）が選任、任命する。

（会議）

第4条 委員会は、委員全員で構成する全体会議を毎年 4 回以上開催し、次の事項にかかわる審議を行う。

- （イ） 防災計画または防災計画改正案
- （ロ） 年間活動費の予算及び決算
- （ハ） 防災訓練計画
- （ニ） 行政機関に提出する文書等

- (ホ) 管理組合及び自治会に提出する文書等
 - (ヘ) 常任委員会によって上程された事項
 - (ト) 管理組合または自治会から答申を求められた事項
 - (チ) 全体会議の 3 分の 1 以上が必要と認めた事項
- 2 委員会は、必要に応じて委員長、副委員長、常任委員及び防火管理者によって構成される常任委員会を開催する。
- 3 全体会議及び常任委員会は、委員長がこれを召集する。
- 4 全体会議及び常任委員会共に過半数の出席によって成立する。
- 5 委員長は、常任委員会の審議経過及び結論を常任委員会のすぐ後に開催される全体会議に報告しなければならない。
- 第5条 常任委員会は、平時において次の業務を行う。
- (イ) ブラウンハイムの「防災計画」の立案
 - (ロ) 災害対策に必要な機材備品及び備蓄食糧・飲料水等（以下「機材備品等」）の調達・備蓄計画の立案
 - (ハ) 前項の計画に基づく機材備品等の調達と管理
 - (ニ) 防災訓練の立案及び実施
 - (ホ) 年間活動経費の予算及び決算の作成
 - (ヘ) 防災に関する消防署及び横浜市等の行政機関との連絡業務の代行
 - (ト) 並木中央小学校地域防災拠点委員会との連絡
 - (チ) 要援護者の把握
 - (リ) 防災知識の普及活動
 - (ヌ) 危険個所の把握
 - (ル) その他防災に必要な業務
- 2 常任委員会は、前項により作成した活動計画、機材備品等調達・備蓄計画及び防災訓練計画を全体会議の承認を受けた上で管理組合理事会及び自治会役員会に報告しなければならない。
- 3 常任委員会は、特に、本条第 1 項(チ)号の業務に関連してブラウンハイム居住者の居住者名簿作成を管理組合及び自治会と共同して行うものとする。この居住者名簿作成は、別に定める「ブラウンハイム居住者名簿の作成並びに使用要領」に従って実施するものとし、その用途を災害対策及び福祉目的に限定するものとする。
- 第6条 委員会の決議は、原則として満場一致とするが、委員長が適切と判断した場合には、過半数以上の多数決をもって決議することができる。
- 第7条 委員長は、常任委員の中から書記 2 名を任命し、全ての会議の議事録を作成させなければならない。
- 2 委員会は、前項により作成した議事録を適切に保管し、管理組合または自治会の要請があった場合は議事録を開示しなければならない。
- 3 委員長は、要請があった場合には、管理組合または自治会それぞれの通常総会において委員会の活動計画、実績並びに会計報告について報告しなければならない。
- 第8条 委員長は、委員会の活動及び会議の内容を広報するために常任委員の中から広報担当委員 2 名以上を任命するものとする。

- 2 広報担当委員は、委員長からの指示に従って広報活動を行う。

（運営経費の負担）

- 第9条 「備える会」の運営経費及び機材備品等調達費用は、管理組合がこれを負担するものとする。
- 第10条 委員会が毎年提出する活動計画、機材備品等調達・備蓄計画及び防災訓練計画並びに予算について管理組合は審議し、妥当と判断される金額を決定して、その予算に計上するものとする。
- 2 管理組合の通常総会の決議を経た上で、本条 1 項に基づいて決定された予算額は、9 月に委員会に通知されるものとする。
 - 3 委員会は、前項によって通知された予算額の範囲内で委員会の運営を行うものとする。

（予算及び決算報告）

- 第11条 「備える会」の会計年度は毎年 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までとする。
- 第12条 委員会は、前年度の活動報告、当年度年間の活動計画、機材備品等調達・備蓄計画及び防災訓練計画を作成し、年間予算を編成して、7 月末までに管理組合に提案するものとする。
- 2 前項によって提出する予算は運営経費及び資機材調達費用の別に作成しなければならない。
- 第 13 条 委員会は、各委員が通常の業務遂行に必要とする経費を前条によって作成する予算に計上するものとする。ここに云う経費とは下記の各号に掲げるものとする。
- (1) 交通費
 - (2) 通信費
 - (3) 資料購入費
 - (4) 事務用品購入費
 - (5) その他運営委員会が承認する経費
- 2 委員会は、委員の請求に基づいてその業務遂行に必要とした経費を支払うものとする。この場合、委員の請求には支払を証明する領収書が添付されなければならない。
- 第 14 条 委員会は、委員長によって常任委員の中から任命された会計担当者に「備える会」の会計業務を行わせるものとする。
- 2 委員会は、委員長名義の銀行口座を開設し、管理組合拠出の資金を管理組合規約第 7 章の会計原則に準じて適切に経理し、計画的且つ公明に支出しなければならない。
 - 3 委員会は、支払金額と支出先を証する領収書を受領保管しなければならない。
 - 4 委員会は、本条による会計結果を正確に記録し、第 16 条第 2 項に定める在庫表を含む、会計資料と共に 5 カ年間保存しなければならない。
 - 5 委員会は、毎年 7 月末に年間決算報告を作成し、管理組合に報告して、監査を受けなければならない。
- 第 15 条 委員会は、当年度の期末繰越金を翌年度に繰り越すことが出来る。但し、その金額については管理組合の承認を得なければならない。

- 2 前項の繰越金は翌年度の予算に繰り込んで計上するものとし、当年度の余剰金を別途積立金として積み立てることは出来ない。

（機材備品等の管理）

第 16 条 委員会は、第 9 条及び第 10 条によって拠出される運営資金によって調達した機材備品等を非常時に直ちに使用できるように防災倉庫の中に常に整然と保管しなければならない。

- 2 委員会は、前項の機材備品等の在庫表を作成し、毎年 7 月末に現品と照合して在庫表を修正し、その在庫表を管理組合及び自治会に提出しなければならない。
- 3 委員会は、第 14 条第 4 項の規定に従って、前項による在庫表を防災倉庫及び管理組合事務所の所定の保管場所に適切に保管しなければならない。

第 17 条 委員会は、非常用の機材備品等を防災訓練の目的に使用することが出来る。

- 2 前項の防災訓練で消費した備蓄品は、所要の保存水準が維持できるように、翌年度の機材備品等調達・備蓄計画によって補充する。

（災害発生時の活動）

第 18 条 災害が発生した場合は、委員会は災害対策本部に移行する。

- 2 対策本部は、防災計画に従って編成される。
- 3 対策本部は、原則としてブラウンハイム集会所に設置される。
- 4 対策本部は、備蓄された機材備品等を災害対策用に使用することが出来る。
- 5 対策本部は、居住者等の避難を誘導し、居住者等の被害を最小にするための対策を実施する。
- 6 対策本部は、居住者の安否確認を行う。この安否確認は、災害発生時の避難者名簿及び第 5 条第 3 項によって作成保管している居住者名簿に基づいて行う。
- 7 対策本部は、消防署、警察、金沢区役所等の行政機関並びに並木中央小学校地域防災拠点運営委員会との連絡を行う。

（規則の改訂及び発効）

第 19 条 本規則の改定は、委員会全体会議の決議を経て、理事会及び自治会によって決定されるものとする。

（付則）

第 1 条 本規則は、平成 21 年 9 月 6 日に開催される管理組合臨時総会及び自治会通常総会の決議を経て制定された。

第 2 条 本規則は、平成 22 年 8 月 7 日の第 32 期管理組合理事会及び平成 22 年 8 月 8 日の第 33 期自治会定例会議にて承認され、同日より有効となった。

第 3 条 本規則は、平成 28 年 9 月 4 日の第 38 期管理組合理事会において承認され、同日より有効となった。

以上